

婚姻届の手続きについて

1 必要書類等

婚姻届（書き方は、右の記入例をご参照ください。）

・文字は楷書で、ていねいに書いてください。

・書き間違えた場合も、修正液は使用しないでください。

*戸籍届書への押印は、令和3年9月1日から任意となりました。

*戸籍謄（抄）本の持参は、令和6年3月1日から原則不要となりました。

2 年齢要件について

婚姻年齢は男女共に18歳以上（成人）です。

3 ご注意とお願い

①届け出をすることで効力を生じます。（民法 第739条）

②届書提出時に来庁する方の本人確認書類をお持ちください。個人番号カード、運転免許証、パスポート、官公署発行の身分証明書（ない場合は、健康保険証、年金手帳などを二点以上）をお持ちください。

なお、ご提示いただけない場合も届書の提出は可能です。

③届書の連絡先の欄には、昼間ご連絡が可能な電話番号をお書きください。

よろしければ、あわせて携帯電話もご記入ください。

④ご提出された書類はお返し出来ません。写しが必要な方は、事前にコピーをしておいて下さい。

⑤区役所開庁時間内に限り、婚姻届と同時に中野区への転入（または区内転居）および世帯の変更等の届けができます。婚姻届の際に、戸籍窓口の係員にお申出ください。住所や世帯を変更される場合は、お客様から住民登録について別途お届けが必要です。住民登録についてのご質問および必要書類等は、住民記録係 03-3228-5500(直通)にお問い合わせください。

4 外国人の方と婚姻される場合

外国人の方については、本国の婚姻要件具備証明書など必要な書類があります。事前に区役所の開庁時間内にご相談ください。

《区役所開庁時間》（月～金の平日）午前8時30分～午後5時

《開庁時間内の受付窓口》区役所2階5番 戸籍係窓口

《夜間休日の受付窓口》区役所開庁時間外の受付窓口です。この窓口では書類をお預かりするのみとなりますので、記入等に不備があった場合は、後日戸籍係からご連絡する場合がございます。なお、証明書の発行もしていません。

問合せ先・・・中野区民部戸籍住民課戸籍係 直通03（3228）5503

区役所代表03（3389）1111

記入例

消えるボールペンで書かないでください

婚姻届

年 月 日届出

東京都中野区長 あて

実際にお届けになる日を記入してください。

現在、住民登録している住所を記入してください。

婚姻後に名乗る氏をお二人で決めてチェックをして下さい。

同居も挙式もまだの方は記入不要です。

必ずご本人が署名して下さい。

成人の方、二人から署名をもらって下さい。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

この部分には記入しないで下さい。

長印

夫になる人	妻になる人
（よみかた） なかの たろう 氏 名	ひがしの はなこ 氏 名
名 中野 大朗	東野 花子
日 平成10年 1月 24日	平成10年 10月 18日
東京都中野区中野四丁目 8番地 1号	東京都中野区東中野四丁目 25番地 5号
住民登録をしているところ 〇〇マンション 101	△△荘 102
世帯主の氏名 中野 和夫	世帯主の氏名 東野 一郎
本籍 東京都中野区中野四丁目 8番地	東京都中野区東中野四丁目 25番地
〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕 筆頭者の氏名 中野 和夫	東野 一郎
父母及び養父母の氏名 父母との続柄 父 中野 和夫 母 中野 甲子	東野 一郎 東野 乙子
〔右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください〕 養父 養母	続き柄 長女 続き柄 養女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 同居を始めたとき 令和元年〇〇月	〔結婚式をあげたとき、または同居を始めたときのうち早いほうを書いてください〕 東京都中野区中野四丁目11番地
結婚・再婚の別 初婚 再婚	死別 離別 年月日
同居の世帯のおもな仕事と 夫妻の職業 夫の職業	妻の職業
その他 届出人署名 （※押印は任意）	夫 中野 大朗 印 妻 東野 花子 印

証人

署名 （※押印は任意）	中野 和夫 印	中野 甲子 印
生年月日	昭和50年 1月 15日	昭和49年 12月 20日
住 所	東京都中野区中野四丁目 8番地 1号	東京都中野区中野四丁目 8番地 1号
本 籍	東京都中野区中野四丁目 8番地	東京都中野区中野四丁目 8番地

連絡先
電話 自宅・勤務先・呼出 夫・妻
携帯 - - 方
夫妻